

## 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定【複利型】

### 1.（他規定の適用）

自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下、「この預金」といいます。）には、本規定のほか「定期預金共通規定」「定期性総合口座取引規定」「盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填に関する特約」が適用されます。

### 2.（自動継続）

- (1) この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 3.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、その継続日。以下、本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については前記2.(2)の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳と共に提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を「定期預金共通規定」第9条第1項、第9条第3項または第9条第4項により満期日前に解約する場合は、その利息は、預入日（継続したときは、最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切り捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
    - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
    - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
    - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
    - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
    - F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%
  - ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
    - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
    - B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
    - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
    - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
    - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
    - F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%
    - G. 3年以上5年未満 約定利率×90%
  - ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
    - A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
    - B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%
    - C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%
    - D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%
    - E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%

F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%

G. 3年以上4年未満 約定利率×80%

H. 4年以上5年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 4. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上